○経済産業省令第二十六号

金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第八条の規定に基づき、金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（利息） **第十六条**　法第八条の利息は、一年について一・一パーセントとする。 ２　（略）	（利息） **第十六条**　法第八条の利息は、一年について〇・二パーセントとする。 ２　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省・環境省令第六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

環境大臣　石原　宏高

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第二条関係）	**別表**（第二条関係）
特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の〇
［略］	［略］	［略］
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	規則別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一〇
［略］	［略］	［略］

改正後	改正前
別表（第二条関係）	**別表**（第二条関係）
特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の五
	規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の一五
［略］	［略］	［略］
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	規則別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の〇
［略］	［略］	［略］